

次の通り、プロポーザルを行うので公告する。

地方独立行政法人公立甲賀病院
理事長 辻川 知之

記

公立甲賀病院患者給食業務委託プロポーザル実施要綱

1. 業務名

公立甲賀病院患者給食業務委託

2. 趣旨

この要綱は、令和8年4月1日より実施する患者給食業務における事業者選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに、当院または受託者のいずれから意思表示がない場合は、この契約は最長2年間延長できるものとする。

4. 応募手続き（提出書類）等

本事業に参加しようとする事業者は、別添1「公立甲賀病院患者給食業務委託に係る事業者選定条件」に基づき、プロポーザル参加資格確認申請書（別紙第1号・3号・4号・5号様式、委託契約書の写し又は契約を証する書類・資料、サービスマーク認定証の写し、営業所等調書、配置予定者の業務に関する経歴書）を以下の通り提出すること。尚、提出書類は原則A4サイズの用紙を使用すること。

（1）提出期限：令和7年7月29日（火）12時迄

（2）提出場所：〒528-0074

滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地

公立甲賀病院 管財課 担当：長瀬・金子

（3）提出方法

① 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時～17時（29日は12時）迄とする。

② 郵送の場合

速達の簡易書留郵便で令和7年7月29日（火）12時迄に必着する事。

（4）提出書類に関する質疑

下記の要領で提出書類に関する質疑・回答を行う

- ① 質疑受付期間：令和7年7月7日（月）～18日（金）12時迄
- ② 提出方法：公立甲賀病院管財課へe-mail（使用ソフト：マイクロソフト社ワード（Windows版office2007以降））により提出すること。
e-mail：kh28@kohka-hp.or.jp
- ③ 質疑に対する回答
公立甲賀病院のホームページ上で令和7年7月22日（火）に回答する。

5. 業務実績

事業者において業務実績を有する場合、関連業務実績表（別紙第3号様式）に記載すること。なお、実績内容は、過去5年間に於いて1年以上、300床以上の急性期病院での委託事例とし、発注病院の病床数が分かる資料を添付の上、委託契約書の写し又は契約を証する書類を提出すること。（最大6契約まで記入）

6. 資格認定結果通知

4. に定めた書類を期限内に提出した事業者に対し令和7年7月31日（木）に文書により本事業に関する資格認定結果通知を行う。また、認定通知を受けた事業者に対しては、本事業における別添2「仕様書」及び別添3「実施要領」を合わせて送付（郵送）する。

7. 現地見学会

本事業の参加資格があると認められた事業者に対し現地見学会を実施する。尚、現地見学会では質問は受け付けない。

開催日時：令和7年8月7日（木）1時間以内 ※時間は別途通知。

集合場所：公立甲賀病院 玄関前 （甲賀市水口町松尾1256番地）

*車利用の場合は、南側駐車場（一般来院者用）を利用。

*現地見学会は参加希望者のみとする。

8. 質問、回答の実施

本事業の参加資格があると認められた事業者に対し、本事業に関する質問、回答を次の要領で実施する。

（1）質問書の提出

- ① 提出期限：令和7年8月15日（金）12時迄
- ② 提出場所：公立甲賀病院 管財課 担当：長瀬・金子
- ③ 提出方法：質問書（別紙第2号様式）に質問を記入のうえ、公立甲賀病院管財課へe-mail（使用ソフト：マイクロソフト社ワード（Windows版office2007以降））により提出すること。

(2) 質問書の回答

公立甲賀病院のホームページ上で令和7年8月21日(木)に回答する。

9. 業務実施

本事業の参加資格があると認められた事業者は、業務実施に関する内容として、次に掲げる事項について検討した上で、資料作成を行うこと。

(1) 別添2「公立甲賀病院患者給食業務委託仕様書」及び別添3「給食業務実施要領」に記載された内容等を踏まえ、別添4(1)～(3)提案書様式に基づき提案書として提示すること。

(2) 別添2「公立甲賀病院患者給食業務委託仕様書」及び別添3「給食業務実施要領」の内容を踏まえ、見積書(自由形式)を提案書とは別に提出すること。見積書は人件費と諸経費を含む管理費と、給食材料費を分けて記載すること。また、各業務の見積額の算定基礎となる担当別人員数および想定勤務表を添付すること。

(3) 提案書および見積書等は、次により提出すること。提出形式は印刷文書及びCD-Rによること。(使用ソフト:マイクロソフト社ワード(Windows版office2007以降))

① 提出期限: 令和7年8月28日(木) 17時迄

② 提出場所: 〒528-0074

滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地

公立甲賀病院 管財課 担当: 長瀬・金子

③ 提出部数: 提案書、見積書等 正本1部 複本10部 CD-R1枚
用紙は縦A4サイズとする。

④ 提出方法

1) 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時～17時(28日は17時)迄とする。

2) 郵送の場合

速達の簡易書留郵便で令和7年8月28日(木) 17時迄に必着する事。

10. プレゼンテーション

上記で提出された提案書等の内容について、事業者はプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーションの日程については別添5を参照とし、詳細については別途通知とする。

(2) プレゼンターは、本事業の業務責任者が行うこととし、その補助説明者は3名まで同席可能とする。

11. 留意事項

事業者は、以下の点に留意すること。

(1) 事業者選定要綱の承諾

事業者は、4. に関する書類の提出をもって、本要綱の記載内容及び条件を承諾したもの

とみなす。

(2) 費用負担

提出に関し必要な費用は、事業者の負担とする。

(3) 提出書類の扱い

事業者の提出する書類の著作権は、事業者に帰属する。なお、公立甲賀病院が必要と認めるときは、事業者の承諾を得て提出書類の全部または一部を使用できるものとする。

(4) 公立甲賀病院からの提示資料の取り扱い

公立甲賀病院からの提示資料がある場合、提出に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。但し、誤字等の修正についてはこの限りでない。

(6) 使用言語等

提出に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(7) 結果の通知及び公表

審査結果については、病院ホームページ上で公表するとともに文書で通知する。

(8) 本事業への参加資格が認められなかった事業者に対する理由の説明

- ① 入札参加資格が認められなかった事業者は、その理由について、地方独立行政法人公立甲賀病院理事長に対して説明を求めることができる。
- ② ①の説明を求める場合には、その旨を記入した書面を令和7年8月4日（月）から8月7日（木）までの間に、管財課まで持参により提出するものとする。なお、郵送又は電送によるものは、受け付けない。
- ③ ②の説明を求めた事業者に対する回答は、令和7年8月13日（水）以降に書面により行う。

(9) プロポーザルの無効

プロポーザルを実施した結果、公立甲賀病院が予め定める最低基準を全ての事業者がクリアできなかった場合、プロポーザルは無効となることがある。

ー以上